給与所得者等再生による再生手続開始

平成２８年（再ロ）第８号
千葉県市原市青柳31番地
再生債務者　根本　敏行
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年６月21日まで
4　一般異議申述期間　平成28年７月５日から平成28年７月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（再ロ）第１１号
埼玉県朝霞市幸町１丁目８番33号
再生債務者　中川　哲男
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年６月22日まで
4　一般異議申述期間　平成28年７月６日から平成28年７月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２８年（再ロ）第２号
名古屋市名東区牧の里２丁目1404番地　メゾン牧の里206号
再生債務者　山岡　崇人
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後３時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年６月22日まで
4　一般異議申述期間　平成28年６月29日から平成28年７月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（再ロ）第３号
岩手県奥州市江刺区八日町１丁目１番３号　ガーデンシティⅢ　303号室
再生債務者　後藤　和之
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後３時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年６月30日まで
4　一般異議申述期間　平成28年７月14日から平成28年７月28日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２８年（再ロ）第１号
新潟県長岡市寺泊竹森1112番地
再生債務者　小林　勝宏
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後３時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年６月30日まで
4　一般異議申述期間　平成28年７月14日から平成28年８月４日まで
新潟地方裁判所長岡支部再生係

平成２８年（再ロ）第１号
広島県尾道市因島重井町3009番地１
再生債務者　柏原　一之
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後１時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年６月30日まで
4　一般異議申述期間　平成28年７月７日から平成28年７月21日まで
広島地方裁判所尾道支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２８年（再ロ）第１号
岩手県奥州市江刺区米里字人首町４番地
再生債務者　佐賀　秀明
1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年５月25日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成28年６月16日まで
平成28年６月２日　盛岡地方裁判所水沢支部

平成２７年（再ロ）第３号
静岡県焼津市中新田142番地の12
再生債務者　平井　剛気
1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年４月26日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成28年６月23日まで
平成28年６月２日
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（再ロ）第３号
千葉県流山市大字西平井1087番地の１
再生債務者　福田　雅司
1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年５月２日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成28年６月28日まで
平成28年５月31日
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（再ロ）第１号
滋賀県彦根市里根町188番地14
再生債務者　山中　富雄
1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年５月24日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成28年７月５日まで
平成28年５月31日　大津地方裁判所彦根支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２７年（再ロ）第６号
大津市青山６丁目12番10号
再生債務者　依田　和重
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年５月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年６月２日
大津地方裁判所民事部再生係

平成２８年（再ロ）第１号
佐賀県唐津市原1228番地１　クレメントＤ102号
再生債務者　松岡　美希
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年５月26日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年６月２日　佐賀地方裁判所唐津支部

平成２８年（再ロ）第１号
福島市森合字高野16番地の21
再生債務者　武士　克巳
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年５月30日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年６月２日　福島地方裁判所

平成２７年（再ロ）第１００１２号
東京都町田市中町１丁目５番４号ダイアパレス町田中町604
再生債務者　高橋　良規
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年５月30日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年６月２日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。
平成28年６月10日　埼玉県教育委員会
1　氏名、本籍地、授与権者、免許状の種類
寺田　剛、静岡県、埼玉県教育委員会
(1)　小学校教諭１種免許状
(2)　中学校教諭１種免許状（国語）
(3)　高等学校教諭１種免許状（国語）
2　失効年月日　平成28年５月19日
3　失効の事由
教育職員免許法第10条第１項第２号該当

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲)　掲載紙　神戸新聞
掲載の日付　平成二十八年六月二日
掲載頁　二十七頁
(乙)　掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年五月三十一日
掲載頁　八十九頁（号外第一一〇号）
平成二十八年六月十日
神戸市中央区三宮町一丁目九番一号
(甲)　株式会社都商事ホールディングス
代表取締役　福島　眞司
神戸市中央区三宮町一丁目九番一号
(乙)　株式会社オガダ・ジャパン
代表取締役　福島　眞司

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
組織変更後の商号は株式会社創夢とします。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十八年六月十日
青森県八戸市南類家二丁目一九番一〇号
合同会社創夢
代表社員　坂田　重夫